

一般事業主行動計画

一人一人も職員が、その個性と能力を十分に発揮でき、常に仕事と家庭の両立が図られるようワークライフバランスの向上を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容

目標1 : 職員の月平均時間外勤務時間を10時間以内にする

目標2 : 育児休業取得率を男性30%以上、女性を100%とする

(取組内容)

- ・ 毎年度定期的（5月・11月）に全職員の出勤・退勤時間を調査し、適正な勤務時間の把握を行う
- ・ 正規勤務時間の30分以内の出勤、退勤を徹底し長時間勤務の縮減を図る
- ・ 時間外勤務時間が10時間を超える場合、本人及び上司に対し通知、指導を行う
- ・ 帰りやすい職場環境作りを目指す
- ・ 有給休暇を消化しやすいよう各部署に職員会議を通じて定期的に通知を行う
- ・ 個々の職務内容、業務分担を見直すとともに業務のカバー体制を図る

徳島市住吉四丁目11番10号
社会福祉法人 白寿会